

## 業務委託契約書（案）

宮崎県（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、宮崎県育英資金返還金回収業務の委託について、次のとおり契約を締結する。

### （委託する業務）

第1条 甲は、宮崎県育英資金貸与条例（昭和49年宮崎県条例第51号）に基づき貸与した宮崎県育英資金の元利償還金及び遅延損害金（以下「返還金」という。）に関し、次に掲げる業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙は、これを受託するものとする。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第243条の2第1項及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第173条の2第1項の規定に基づく返還金の徴収又は収納
- (2) 返還金に係る債務者（借受人及び連帯保証人並びにそれらの相続人をいう。以下同じ。）への催告
- (3) 債務者に係る支払督促、訴訟、強制執行その他の法的な手続を伴う措置
- (4) 甲から乙への法律相談その他各種相談への対応
- (5) その他、返還金の回収に付随する業務で甲が必要と認めるもの

### （委託期間）

第2条 この契約は、法第234条の3の規定に基づく長期継続契約として行うものであり、委託業務の委託期間（以下「委託期間」という。）は、令和7年 月 日から令和9年9月30日までとする。

### （委託料）

第3条 委託業務の委託料（以下「委託料」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 施行令第173条の2第2項の規定に基づき乙が収納した返還金の額の100分の〇〇.〇に相当する額に消費税及び地方消費税を乗じた額を加算した額
  - (2) 乙の催告等による返還金を甲が収納した場合にあっては、その収納した返還金の額の100分の〇〇.〇に相当する額に消費税及び地方消費税を乗じた額を加算した額
  - (3) 債務者に係る支払督促、訴訟、強制執行その他の法的な手続を伴う措置については、別途覚書により定める額
  - (4) 甲から乙への相談については、月額金〇〇〇円（消費税及び地方消費税額金〇〇〇円を含む。ただし、甲が相談をしなかった月については、料金は発生しないものとする。）
  - (5) 前各号に定めるもののほか、委託業務に関して費用負担が生じる場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。
- 2 前項第1号及び第2号の規定にかかわらず、第9条第4項の規定により払い込まれた収納金については、委託料算定の対象外とする。

### （契約保証金）

第4条 乙は、この契約の締結と同時に、契約保証金として金〇〇〇円を甲に納付しなければならない。

2 甲は、乙がこの契約により生ずる義務を履行しないときは、前項の契約保証金を甲に帰属させることができる。

（第4条 契約保証金は、免除する。）

### （委託業務の処理方法）

第5条 乙は、委託業務をこの契約書に定めるもののほか、甲が別に定める宮崎県育英資金返還金回収業務委

託仕様書及び甲の指示に従って処理しなければならない。

#### (債務者関係情報の提供等)

第6条 甲は、この契約により乙が受託する委託業務に係る債権（以下「受託債権」という。）について、債務者の住所、氏名、収納すべき返還金の額その他必要な情報を乙に提供するものとする。

2 乙は、前項の提供を受けたときは、速やかに受託に係る文書を甲に提出するものとする。

3 第1項による情報の提供後、甲が債務者に係る新たな情報を入手したときは、これを速やかに乙に提供するものとする。

4 乙は、第1項及び第3項の規定により提供を受けた情報については、善良なる管理者の注意をもって管理し、及び保管するものとする。

#### (収納の方法)

第7条 乙は、返還金の回収業務を行うときは、携帯している身分を示す証票又は受託している権限を証明する書類を示してこれを行わなければならない。

2 乙は、返還金の回収業務に関し、債務者が返還金を払い込む際の手数料を除き、その費用を債務者から受領してはならない。

3 乙は、返還金を収納したときは、当該債務者に対し、委託収納領収証を交付しなければならない。ただし、債務者が、乙の指定した銀行口座に振り込むことにより償還したときは、この限りでない。

4 乙は、返還金を現金払込書等により県に払い込むまでの間、金融機関への預金（決済用預金に限る。）その他確実な方法により保管しなければならない。

5 乙は、収納に関して、収納金整理簿を備えて収納の都度これを記帳し、関係書類とともに5年間保管しなければならない。

#### (収納実績報告書の提出等)

第8条 乙は、1月ごとに収納の実績に関する報告書（以下「収納実績報告書」という。）を翌月5日（ただし、5日が閉庁日の場合は、翌開庁日）までに甲に提出するものとする。

2 甲は、収納実績報告書を受領したときは、その内容を検査し、合格又は不合格の旨を乙に通知するものとする。

3 乙は、前項の規定による不合格の旨の通知があったときは、甲の指定する期間内にその指示に従いこれを補正しなければならない。前2項の規定は、この項の規定による補正について準用する。

4 第2項（前項後段において準用する場合を含む。）の検査及び前項前段の補正に要する費用は、乙の負担とする。

#### (収納金の払込み)

第9条 乙は、返還金については、現金払込書その他知事が認めた方法により、翌月20日までに指定金融機関等に払い込まなければならない。

2 前項の払込みがやむを得ない理由により遅延する場合は、乙は、甲に対して速やかに文書により報告しなければならない。

3 乙は、返還金を現金払込書その他知事が認めた方法により指定金融機関等に払い込んだときは、速やかに、収納金払込報告書により甲に報告しなければならない。

4 乙は、契約期間終了後に回収した返還金がある場合においては、直ちに甲へ報告の上、甲が送付する納付書又はその他の方法により甲へ払い込まなければならない。この場合において、払込みに要する手数料その他の費用は、乙の負担とする。

### (委託料の請求及び支払)

第10条 乙は、甲から第8条第2項(同条第3項後段において準用する場合を含む。)の規定による合格の旨の通知があったときは、甲に委託料の支払請求書を提出するものとする。この場合において、当該請求の額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 甲は、前項の規定による支払請求書の提出があったときは、請求書を受領した日から起算して30日以内に乙に委託料を支払うものとする。

3 甲がその責めに帰すべき理由により前項に規定する期間内に委託料の全部又は一部を支払わない場合には、乙は、甲に対して、遅延日数に応じ、未受領金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項本文に規定する財務大臣が決定する率の割合で計算した額に相当する金額を請求することができる。

### (業務の一時停止又は中止)

第11条 甲は、委託業務の全部又は一部について、一時停止又は中止する必要がある場合は、乙に対し書面にて申し出るものとする。

2 前項の申出があった場合、乙は、速やかに委託業務の全部又は一部を一時停止又は中止するものとする。

3 前項の場合において、乙が甲からの申出を受けた日までに収納された返還金及び甲からの申出を受けた日の翌日以降に収納された返還金については、なおこの契約の定めに従うものとする。

4 前項の規定にかかわらず、第1項による委託業務の全部又は一部の一時停止又は中止の申出を乙が受けた日の翌日以降に収納された返還金に係る委託料については、生じないものとする。この場合において、一時停止後に甲が乙に対して委託業務の再開を申し出た場合は、申出後に収納された返還金に係る委託料については第3条の規定によるものとする。

### (資料の整備)

第12条 乙は、委託業務に係る返還金の回収の経過、債務者の最新の居所又は連絡先等に係る情報その他委託業務に係る債務者との授受の記録等を明らかにした資料を整備し、常に甲の請求に対して開示できるようにしておかなければならない。

2 乙は、前項の資料について、当該債務者に係る委託業務が終了した後、法令に定められた期間は保管しなければならない。

### (書類の返却等)

第13条 乙は、委託期間が満了したとき又は甲が第17条の規定により契約の解除をしたときは、法令により乙に保管が義務付けられている書類を除き、甲から提供のあった書類及び資料は全て甲に返却し、かつ、乙が作成した委託業務に係る資料も全て甲に引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときはその指示に従うものとする。

2 法令により保管が義務付けられている書類については、その定められた保存期間経過後に、乙は、切断、溶解その他確実な処分方法により廃棄しなければならない。

### (再委託の禁止)

第14条 乙は、委託業務を第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を得たときは、この限りでない。

### (権利の譲渡等の禁止)

第15条 乙は、この契約から生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は引き受けさせてはならない。

#### (実地調査等)

第16条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の実施状況、委託料の用途その他必要な事項について報告を求め、又は実地に調査することができる。

#### (契約の解除)

第17条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 乙がこの契約に違反したとき。
  - (2) 乙が委託期間内に委託業務を完了する見込みがないと認められるとき。
  - (3) 乙が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、同条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であると認められるとき。
  - (4) 乙の役員等(乙の役員又は支社、支店若しくは営業所の代表者をいう。)が、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であると認められるとき。
- 2 甲は、翌年度以降において甲の歳出予算におけるこの契約の契約金額について減額され、又は削除された場合には、この契約を解除するものとする。
- 3 甲は、前2項の規定による契約の解除によって生じた乙の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

#### (損害賠償)

第18条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

- 2 乙は、委託業務の実施について第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- 3 甲は、第11条の規定による委託業務の一時停止又は中止によって生じた乙の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

#### (秘密の保持)

第19条 乙は、委託業務の処置上知り得た一切の情報を、他の目的に使用し、又は、第三者に開示し、若しくは漏えいしてはならない。

- 2 前項の規定は、委託期間が満了し、又はこの契約が解除された後においてもなおその効力を有するものとする。

#### (個人情報の保護)

第20条 乙は、委託業務を処理するため個人情報を取り扱うに当たって、別記1個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。

#### (情報セキュリティ対策)

第21条 乙は、委託業務を処理するためネットワーク、情報システム及び情報資産を取り扱うに当たって、別記2情報セキュリティ関連業務特記事項を遵守しなければならない。

#### (費用の負担)

第22条 この契約の締結及び履行に関し必要な費用は、乙の負担とする。

#### (管轄裁判所)

第23条 この契約に関し紛争が生じた場合、この契約に関する調停、訴訟等は、宮崎地方裁判所を専属的合

意管轄裁判所とする。

(協議等)

第24条 前各条に定めるもののほか、この契約の履行に関し必要な事項は、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第6章の定めるところによるものとし、この契約に定める事項について疑義が生じた場合又はこの契約若しくは同章に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和7年 月 日

甲 宮崎県  
宮崎県知事

河野俊嗣

乙 ○○○○  
○○○○○○○○

○ ○ ○ ○

## 個人情報取扱特記事項

### (基本的事項)

第1 乙は、個人情報（生存する個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができる個人番号、個人番号をその内容に含むものその他のもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより、特定の個人を識別することができるものを含む。）をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、委託業務の処理に当たっては、個人の権利利益を害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

### (秘密等の保持)

第2 乙は、委託業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後も同様とする。

### (収集の制限)

第3 乙は、委託業務を処理するために個人情報を収集するときは、その利用目的を特定し、利用目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により収集しなければならない。

### (目的外利用及び提供の禁止)

第4 乙は、委託業務の処理に関して知り得た個人情報を当該事務の利用目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

### (適正管理)

第5 乙は、委託業務の処理に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失又は毀損（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置（以下「安全管理措置」という。）を講じなければならない。

2 甲が、安全管理措置の具体的内容を指定しようとする場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

### (事務所内からの個人情報の持ち出しの禁止)

第6 乙は、委託業務の処理に関して知り得た個人情報を、乙の事業所の外に持ち出してはならない。ただし、甲の指示があるとき、又はあらかじめ甲の承認を得たときは、この限りでない。

### (複写又は複製の禁止)

第7 乙は、委託業務を処理するために甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を得たときは、この限りでない。

### (再委託の禁止)

第8 乙は、本契約第14条に定める場合を除き、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者に再委託してはならない。

### (漏えい等の事案発生時の対応)

第9 乙は、委託業務の処理に関して知り得た個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生したおそれがある場合には、直ちに甲に報告するものとする。この場合において、甲及び乙は、当該事案の拡大及び再発を防止するために必要と認められる措置を講じなければならない。

2 前項の場合において、甲及び乙が講ずべき措置については、安全管理措置の実施状況、当該事案によって当該個人情報に係る本人が被る権利利益の侵害の状況並びに当該事案の内容及び規模等に鑑み、甲乙協議の上、定めるものとする。

### (損害賠償)

第10 乙は、自己の責に帰すべき事由により、委託業務の処理に関して知り得た個人情報の漏えい等の事案が発生し、甲に被害が生じた場合は、これを賠償する責任

を負うものとする。

(資料の返還等)

- 第11 乙は、委託業務を処理するために甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等は、この契約の終了後又は甲の求めに応じて直ちに甲に返還し、引き渡し、又は復元できない方法で廃棄するものとする。また、当該個人情報を電磁的に記録した機器等は、確実に当該個人情報を消去するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。
- 2 乙は、前項の規定による廃棄又は消去について、その実施状況を記録に残さなければならない。
- 3 乙が第1項の規定による廃棄又は消去を行った場合は、乙は、甲に対し、速やかに廃棄又は削除を行った旨の証明書を交付しなければならない。

(従事者等の特定)

- 第12 乙は、この契約による業務に従事する者及びその管理責任者（以下「従事者等」という。）を特定し、その管理及び実施体制について、甲に書面で報告しなければならない。なお、当該報告をした後にその内容が変更になった場合も同様とする。

(従事者等に対する教育等)

- 第13 乙は、従事者等に対し、個人情報の取扱いについて、必要かつ適切な監督及び教育をしなければならない。
- 2 乙は、従事者等が退職する場合は、当該業務に関して知り得た個人情報に関する退職後の秘密保持義務についての誓約書の提出を求める等、個人情報の漏えいを防止するために必要と認められる措置を講ずるものとする。

(特記事項の遵守状況の報告)

- 第14 乙は、甲から求めがあったときは、この特記事項の遵守状況について、甲に対して報告しなければならない。

(事故報告)

- 第15 乙は、この特記事項に違反する事態が発生し、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

## 別記2

### 情報セキュリティ関連業務特記事項

#### (基本的事項)

第1 乙は、情報セキュリティ対策の重要性を認識し、この契約による業務の処理に当たっては、乙が受注者として守るべき内容を十分理解するとともにこれらを遵守しなければならない。

#### (情報資産の取扱い)

第2 乙は、情報資産（複製されたものを含む。以下同じ。）を外部へ持ち出す場合には、甲の許可を受けなければならない。

第3 乙は、情報資産が記録された記録媒体を外部へ持ち出す場合には、盗難、紛失、不正コピー等の防止対策を厳重に行わなければならない。

第4 乙は、情報資産が記録された記録媒体を廃棄する場合には、情報を復元できないよう物理的破壊を行った上、甲の承認を受けなければならない。

#### (機器等の取扱い)

第5 乙は、使用する機器、記録媒体等を第三者に使用され、又は情報を閲覧されることのないよう厳重に管理しなければならない。

#### (ID及びパスワードの取扱い)

第6 乙は、甲から使用する機器のID及びパスワードを与えられた場合は、当該情報の漏えい等が発生しないよう厳重に管理するとともに、当該業務の利用目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

#### (コンピュータウィルス対策)

第7 乙は、個人情報漏えい防止のため、外部から記録媒体によりファイルを取り入れる場合は、必ずウイルスチェックを行わなければならない。

#### (従事者への周知)

第8 乙は、この契約による業務に従事する者及び従事した者に対して、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと等、情報セキュリティ対策に関し、必要な事項を周知させなければならない。

#### (事故報告)

第9 乙は、情報資産が侵害され、又は侵害されるおそれがある場合には、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

第10 乙は、ネットワーク又は情報システムの異常や障害を発見した場合には、速やかに甲に報告しなければならない。

#### (法令遵守)

第11 乙は、業務の遂行において使用する情報資産について、次に掲げる法律を遵守し、これに従わなければならない。

- (1) 不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）
- (2) 著作権法（昭和45年法律第48号）
- (3) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）